注１　「法人税及び地方法人税に係る申告書等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第２条第31号に規定する確定申告書、同条第32号に規定する連結確定申告書、国税通則法（昭和37年法律第66号）第18条第２項に規定する期限後申告書若しくは同法第19条第３項に規定する修正申告書及びこれらの添付書類又は同法第28条第１項に規定する更正通知書若しくは決定通知書(外国におけるこれらに相当するものを含みます。)をいいます。

２　貴法人等が、法人税法第２条第12号の７に規定する連結子法人であるときは、同法第81条の25第１項に規定する個別帰属額等を記載した書類及びその添付書類の写し（外国におけるこれらに相当するものを含みます。)をいいます。

⑵　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、過少申告加算税、無申告加算税若しくは重加算税の賦課決定又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金の決定を受けたこと（注）がありますか。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

| □貴法人等<br>□関係法人等（名称　　） | |
|---|---|
| 行政庁の名称 | |
| 賦課決定又は決定を受けた年月日 | |
| 賦課決定又は決定の内容 | |
| 原因となった事実の概要 | |

注　外国におけるこれらに相当するものを含みます。

7　行政手続関係

⑴　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、事業を行うために必要な許認可等を取得したことがありますか。ただし、５⑴で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

| □貴法人等<br>□関係法人等（名称　　） | |
|---|---|
| 行政庁の名称 | |
| 取得年月日 | |
| 取得した許認可等の内容 | |
| 許認可等に条件を付された場合は、その内容 | |

⑵　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、事業に関して、不利益処分又は申請した許認可等を拒否する処分を受けたことがありますか。ただし、５⑵で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

| □貴法人等<br>□関係法人等（名称　　） | |
|---|---|
| 行政庁の名称 | |
| 処分年月日 | |
| 処分の内容 | |
| 原因となった事実の概要 | |

⑶　貴法人等又は貴法人等の関係法人等は、過去10年以内に、事業に関して、不利益処分の名宛人となるべき者について執られる聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続の当事者となったことがありますか。ただし、５⑶で回答したものを除きます。

□はい　□いいえ

「はい」と回答した場合は、以下の項目を記載してください。

□　既に提出した質問票に記載した回答から変更はありません。

| □貴法人等<br>□関係法人等（名称　　） | |
|---|---|
| 行政庁の名称 | |
| 当事者となった年月日 | |
| 原因となった事実の概要 | |

**別記第九号様式**（第八条第六項及び第七項（第十六条第六項において準用する場合を含む。）、第十六条第三項、第十八条第二項及び第四項、第十九条第二項及び第四項、第二十条第二項及び第四項、第三十三条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第三十四条第二項（第百四十一条及び第百九十六条において準用する場合を含む。）、第九十七条第四項、第百二十四条第三項及び第四項（第百二十八条第六項において準用する場合を含む。）、第百二十八条第三項、第百三十条第二項及び第四項、第百三十一条第二項及び第四項、第百三十二条第二項及び第四項、第百四十四条第四項、第百五十二条第三項、第百五十三条第二項、第百五十五条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）及び第四項（第百五十九条第六項において準用する場合及びこれらの規定を第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百五十九条第三項（第百七十四条において準用する場合を含む。）、第百六十条第二項及び第四項、第百六十一条第二項及び第四項、第百六十二条第二項及び第四項、第百七十条第二項及び第四項、第百七十一条第二項及び第四項、第百七十二条第二項及び第四項、第百九十条第二項及び第四項並びに第百九十二条第二項関係）

同　意　書

当法人等は、カジノ管理委員会による特定複合観光施設区域整備法（平成30年法律第80号）第229条第１項各号に掲げる調査に関し、下記の事項について同意します。

記

１　当該調査に必要なあらゆる情報を提供するなど、全面的に協力すること。

２　カジノ管理委員会が当該調査に必要であると認める場合には、当法人等の情報をカジノ管理委員会が必要と認める者に提供すること。